

5 資格制度関係

(1) 資格制度関係の基本方針

業務独占資格については、資格の廃止、相互乗り入れ、業務範囲の見直し、報酬規定の廃止、試験合格者数の見直し等を推進することにより、各種業務分野における競争の活性化を通じたサービス内容の向上、価格の低廉化、国民生活の利便向上等を図る。

また、法律で資格者団体の強制設立・強制入会制を採っている資格について、公正有効な競争を確保する観点から、資格者団体における自主規制を見直すとともに、資格者団体の透明性を確保する等の観点から、業務及び財務等に関する情報の公開、その役員への資格者以外の者の任用、懲戒処分の公表等の資格者団体におけるチェック機能を強化する。さらに、資格者間の競争の活性化の観点から、資格者団体の会則において報酬規定を設けることを廃止する。

必置資格等については、資格の廃止、必置単位の緩和、業務範囲の拡大、外部委託の活用等を推進することにより、事業者等の資格者配置コストの低減、事業場配置に係る制約・条件の緩和等を図る。

また、品質確保、環境保全、労働安全衛生といった必置資格等が目指す政策目的を達成するための手法として、プロセス概念に基づいたマネジメントシステムの考え方が国際的な動向として重視され、我が国を始めとして多くの国に広まってきている状況を踏まえ、資格者の配置という手法に代えて、こうしたマネジメントシステムを活用することが適当な場合における必置義務の免除・緩和等の措置を講ずることにつき早急に具体的な見直しを行う。

業務独占資格及び必置資格等を通じ、資格の内容・要件等を不断に見直すことにより、当該資格制度が本来追求すべき政策目的の効果的・効率的な達成を確保する。また、両資格を通じ、学歴・実務経験等の資格要件の見直し、試験科目の見直し、合否判定基準の公表等を通じ、資格取得を希望する者の負担を合理的かつ可能な限り軽減することを目指す。

なお、公益法人が国から委託等、推薦等を受けて行う資格付与等の事務・事業については、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

(2) 上記方針に基づく措置

ア 横断的見直し

業務独占資格については、各府省において、引き続き規制緩和推進3か年計画（再改定）に基づく見直しを行い、その結果を踏まえて、別紙1の指針に基づき、その在り方を更に見直す。

必置資格等については、各府省において、平成13年5月、規制緩和推進3か年計画（再改定）に基づく見直しの検討状況を公表したところであるが、別紙2の指針に基づき、制度のもたらす社会的利益等のメリットと経済的コスト等のデメリットの比較を含めた合理的かつ総合的な観点から、その在り方を見直す。

イ 個別措置事項

上記アの横断的見直しを行うほか、各府省においては、行政改革推進本部規制改革委員会の規制改革についての見解の指摘等を踏まえ、別添2の措置を講ずる。

(別紙1)

業務独占資格の見直し

各省庁は、国民生活の利便性の向上、当該業務サービスに係る競争の活性化等の観点から、所管する業務独占資格等について、廃止又は必置資格若しくは名称独占等資格への移行を含め、以下に示す基準・視点に基づいて、業務独占規定、資格要件、業務範囲等の資格制度の在り方を見直す。

業務範囲が余りに細分化されている資格については、業務範囲の見直し、資格間の相互乗り入れを検討する。

また、業務独占資格者の業務のうち隣接職種の資格者にも取り扱わせることが適当なものについては、資格制度の垣根を低くするため、他の職種の参入を認めることを検討する。

以下の資格については、廃止を含めその在り方を見直す。

- ・ 資格者以外でも実施可能な専門性の低いもの
- ・ 資格取得に当たって、試験合格等の特段の要件を必要としないもの
- ・ 試験合格率又は講習終了率が極めて高いもの
- ・ 社会的使命が終了したこと等により、年間の資格取得者数が少ないもの
- ・ 資格取得の要件が試験合格を原則としているにもかかわらず、資格取得者のほとんどが試験合格以外の特例による取得者であるもの
- ・ 類似資格が民間資格において存在するもの

法律上資格試験を行うこととされている資格については、試験を実施する。

明確で合理的な理由のない受験資格要件については、その廃止を検討する。

受験前の実務経験、試験合格後の修習・講習等の義務付けについては、合理的な理由なくして参入規制として機能しないようその在り方を見直す。

障害等を理由とする欠格事由については、その合理性について検討し、所要の措置を講ずる。

受験資格及び資格取得に係る特例措置の認定基準については、明文化・公表を進める。

合格人数制限を行っているものについては、参入規制とならないよう、これを見直す。

関連・類似資格等については、統合又は試験・講習科目の共通化・免除若しくは

履修科目の免除を進めることについて検討する。

合否判定基準、配点、模範回答等の公表、不合格者に対する成績通知を行うほか、合格発表を迅速化する。

例えば以下の方法を採用することにより、資格取得の容易化を検討する。

- ・ 合格科目の積み上げ方式による合格方式の推進
- ・ 再受験における既合格科目の免除制度の推進
- ・ 試験問題の公表・持ち帰りの推進

受験料の積算根拠を精査する。

公正有効な競争の確保等の観点から、登録・入会制度の在り方について検討する。

公正有効な競争の確保や合理性の観点から、報酬規定の在り方を見直す。

公正有効な競争の確保や合理性の観点から、広告規制の在り方を見直す。

有効期間・定期講習の義務付けの合理性について検討する。

資格者に対する利用者の複雑多様かつ高度なニーズにこたえるとともに、資格者による継続的かつ安定的な業務提供や賠償責任能力の強化などの観点から、必要に応じて資格者の法人制度の創設を検討する。

経済社会の複雑多様化、国際化に適切に対応するため、専門性をいかした高度なサービスが提供されるよう、必要な場合、資格者数の増大を図る。

(注) 上記の見直しに当たっては、行政改革推進本部規制緩和委員会の規制緩和についての第1次見解の第2章2(3)及び同規制改革委員会の規制改革についての第2次見解の第3章2-1並びに規制改革についての見解の第2章15-1の指摘を踏まえるものとする。

(別紙2)

必置資格等の見直し

各省庁は、必置資格等のもたらす社会的利益等のメリットと経済的コスト等のデメリットの比較衡量を含めた合理的かつ総合的観点から、個々の制度の在り方及び細部の規制内容について、下記に列挙する点を含めて早急に見直しを行うこととする。

形骸化・形式化しているなど制度を存続させることについて合理性に疑問があるものは廃止を含めその在り方を抜本的に見直す。

プロセス概念に基づくマネジメントシステムの確立など代替手法の導入によってより効果的・効率的に政策目標を達成し得る場合は、代替手法の導入と併せて必置資格等を撤廃・緩和する。

資格者を置くべきとされる事業場等の単位(必置単位)及び置くべきとされる人数(必置人数)並びに資格者の業務範囲等について、技術の進歩等の状況変化を踏まえ、数値基準や定義が長期間改定されていないもの等の見直しを行う。

必置単位や資格者の業務範囲等が余りにも細分化されているものは、これらの単位・範囲の統合、拡大等を積極的に図る。

制度の目的とのバランスを損なわない範囲で、資格者が複数の必置単位を兼務又は統括し得る制度を積極的かつ横断的に導入する。また、既に兼務又は統括が可能となっている資格についても、その条件の一層の緩和を検討する。

制度の目的とのバランスを損なわない範囲で、資格者を選任する代わりに資格者の果たすべき業務を外部に委託することを積極的に認める。特に、商法上の親会社と子会社との間や、一括して様々な管理業務を受託している管理会社等に在籍する有資格者については、必置規制を満たすものとして扱うよう横断的に制度を見直す。

必置資格等の性格や位置付けが必ずしも明確でない結果、政策目標の効果的・効率的な実現が困難となっている場合には、資格者等の職務が効果的に遂行され得るよう、当該資格の在り方について見直しを行う。

資格の取得に際し一定の実務経験要件を課しているもの(受験・受講資格要件を含む。)については、それが合理的かどうか見直しを行うとともに、余りに長期の実務経験要件を課しているものについては、その期間短縮を図る。その際、例えば、当該実務に限定しない関連職務の経験年数等の加味あるいは試験・講習との組合せ等により、能力・資質等の確認を行うことも検討する。

また、受験資格、受講資格として一定の実務経験を課しているものについては、合理的なもの以外はその要件を撤廃し、代わりに資格取得要件として受験・受講の前後を問わず一定の実務経験を求めることで、必要な能力・資質の確認を適正に行いつつ、資格取得希望者の受験・受講の機会を広げることを検討する。

必置資格等の業務内容と直接関係のない学歴等の資格取得要件（受験・受講資格要件を含む。）は、明確で合理的な理由のない限り廃止する。

資格取得の要件として試験の合格や講習の受講が規定されているにもかかわらず、かかる試験又は講習が毎年実施されていないものは、試験・講習の実施頻度の増加を図る。

試験・講習について合否判定基準の公表、科目別合格制の導入、試験問題の公表・持ち帰りの推進、講習時間・期間の短縮、通信教育の導入、受験料・講習料の積算根拠の精査を行うなどにより、資格取得の要件等について、その目的・効果を確保しつつ、受験者・受講者等にとって透明性が確保されるとともにより利便性が高く負担の少ない制度となるよう改善を図る。

また、資格を取得しようとする者の利便性を高めるため、各省庁のホームページに、所管の資格制度についての概要、資格取得方法、試験・講習の実施機関を掲載する。

関連又は同種類別の資格等については、資格の統合や業務の相互又は一方的乗り入れを積極的に推進することを検討するとともに、求められる能力・資質の確認を適正に行いつつ、合理的な範囲内で試験・講習科目の共通化・免除、履修科目の免除等を進める。

受験資格及び資格取得に係る特例措置の基準について、明文化・公表を進める。また、合理的でないと考えられる特例措置については、是正を含めその在り方を見直す。

障害を理由とする欠格事由については、政府の障害者施策推進本部決定に沿って所要の措置を講ずる。

資格の有効期間又は定期講習の義務付けについて、資格者等に過度の負担を与えているなど合理性がないと判断される場合は、制度の廃止や他の手段への変更、講習期間・費用の軽減などを含め、その在り方を見直す。

業務の独占に伴う弊害の除去と民間資源の活用によって受講者の利便性の向上を図る観点から、講習事務については、一定の要件を満たす複数の民間団体への委託が可能な制度とするよう検討を行う。

規制の国際的整合化の観点から、個々の必置資格等について諸外国の類似の制度内容を調査し、制度の不断の見直しにおける重要な参考とする。

また、外国制度との相互乗り入れなど、経済の国際化に即して必要な措置を講ずる。

資格者として選任された者が他の業務を行うことを禁止・制限する専任規定については、当該資格者の業務内容・業務時間等にかんがみ真に必要な場合を除き、その在り方を見直す。

(注) 上記の見直しに当たっては、行政改革推進本部規制改革委員会の規制改革についての第2次見解第3章2 - 2の指摘及び規制改革についての見解第2章15 - 2の指摘を踏まえるものとする。